

加古川市監査委員	藤田 隆司
加古川市監査委員	北本 敏
加古川市監査委員	西村 雅文
加古川市監査委員	稲次 誠

### 定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項並びに加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

#### 1 監査の対象

会計室(会計課)、教育指導部(社会教育課(各公民館を含む。ただし、別府・尾上を除く。))、学校教育課、青少年育成課、教育研究所、文化財調査研究センター、少年自然の家、中央図書館)及び上下水道局(経営管理課、お客さまサービス課、施設課、配水課、下水道課)において、令和2～3年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

#### 2 監査の実施期間

令和3年12月16日から令和4年2月14日まで

#### 3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

#### 4 監査委員の除斥

配水課及び下水道課の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、西村

雅文監査委員を除斥とした。

## 5 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。